

第2期山口市中心市街地活性化基本計画

山口市

平成26年4月

(平成26年3月28日認定)

< 目 次 >

○ 基本計画の名称	_____	1
○ 作成主体	_____	1
○ 計画期間	_____	1
1. 中心市街地活性化に関する基本的な方針		
[1] 山口市の概況		
(1) 位置・地勢と気候	_____	1
(2) 沿革	_____	2
[2] 中心市街地の現状分析		
(1) 中心市街地の概況	_____	3
(2) 中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、都市機能等の既存ストック状況	_____	3
(3) 地域の現状に関する統計的なデータの把握	_____	5
[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析		
(1) 山口市の中心市街地に関する市民アンケート	_____	17
(2) 山口市のまちなか（中心市街地）居住者アンケート	_____	20
(3) 市民とまちなか居住者の意向比較	_____	21
[4] 第1期山口市中心市街地活性化基本計画の検証		
(1) 第1期計画の概要	_____	22
(2) 第1期計画事業の進捗状況	_____	22
(3) 第1期計画数値目標の達成状況	_____	27
(4) 第1期計画の評価	_____	30
(5) 中心市街地の課題整理	_____	31
[5] 山口市の目指すまち		
(1) 山口市総合計画	_____	33
(2) 山口市総合計画後期まちづくり計画	_____	33
(3) 山口市都市計画マスタープラン	_____	35
(4) 山口・小郡都市核づくりマスタープラン	_____	35
(5) 中心市街地活性化の必要性	_____	36
[6] 第2期山口市中心市街地活性化基本計画の基本方針		
(1) 第2期計画策定にあたって	_____	37
(2) 第2期計画の基本方針と目標	_____	37
(3) 第2期計画の位置付けと将来像	_____	39
(4) 第2期計画の土地利用方針とゾーニング	_____	41
[7] 周辺地域との連携		
(1) 亀山周辺ゾーン・大内文化ゾーンとの連携	_____	43
[8] 計画の実現に向けて		
(1) 推進体制	_____	44
(2) 人材育成の必要性	_____	44

2. 中心市街地の位置及び区域	
[1] 位置	4 5
[2] 区域	4 6
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明	4 7
3. 中心市街地の活性化の目標	
[1] 山口市中心市街地活性化の目標	5 7
[2] 計画期間の考え方	5 7
[3] 目標指標の設定の考え方	5 8
[4] 具体的な数値目標の考え方	
(1) 商店街等通行量（休日）	5 9
(2) 滞在時間の割合（1時間30分以上）の指標の考え方	6 8
(3) 中心商店街の空き店舗数	6 9
(4) 居住人口の社会増減（5年間の総数）	7 3
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	
[1] 市街地の整備改善の必要性	7 7
[2] 具体的事業の内容	7 8
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	
[1] 都市福利施設の整備の必要性	8 3
[2] 具体的事業の内容	8 3
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	
[1] 街なか居住の促進および居住環境向上の必要性	8 7
[2] 具体的事業の内容	8 7
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項	
[1] 商業の活性化の必要性	9 1
[2] 具体的事業の内容	9 2
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	1 0 1
[2] 具体的事業の内容	1 0 1

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所	—————	106
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進 に関する事項		
〔1〕市町村の推進体制の整備等	—————	109
〔2〕中心市街地活性化協議会に関する事項	—————	114
〔3〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進	—————	121
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置 に関する事項		
〔1〕都市機能の集積の促進の考え方	—————	126
〔2〕都市計画手法の活用	—————	127
〔3〕都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	—————	127
〔4〕都市機能の集積のための事業等	—————	130
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項		
〔1〕基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	—————	131
〔2〕都市計画との調和等	—————	132
12. 認定基準に適合していることの説明	—————	134